

♣ ゴルフ会員権を譲渡した場合

Q : 私は今年、長年所有していたゴルフ会員権を譲渡し、譲渡益が100万円生じましたが、何所得として申告すれば良いですか？当ゴルフ会員権の運営会社は経営不振には陥っていません。

A : 譲渡所得として申告してください。

【解説】

ゴルフ会員権には、株主にならなければ会員となれない「株式形態の会員権」、金銭を預託することにより会員となる「預託金形態の会員権」などがありますが、いずれの場合も、譲渡益については、譲渡所得として確定申告することが必要です。つまり、取得日から譲渡日までの所有期間が5年以内であれば短期譲渡所得、5年超であれば長期譲渡所得として所得計算します。

ご質問の場合、長年所有していたということですから、長期譲渡所得に該当し、譲渡益100万円から特別控除額 50万円を差し引いた残額50万円の1/2、25万円に対して課税されることとなります。

ちなみに、ゴルフ場経営会社の倒産等により、ゴルフ場施設優先利用権がなくなった後の「預託金形態の会員権」の譲渡については、単にゴルフ場経営会社に対する預託金返還請求権という金銭債権を譲渡したことになりますから、ゴルフ会員権の取得価額を超える価額で譲渡した場合の譲渡益については、譲渡所得には該当せず、雑所得として申告することとなります。

